

会 議 録		令和 5 年 2 月 24 日 作成	令和 8 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府西京警察署協議会（令和 4 年度第 4 回）		
開催日	令和 5 年 2 月 22 日（水曜日）		
時 間	午後 3 時から午後 5 時までの間（120分）		
場 所	京都府西京警察署 講堂		
出席者	小原会長、服部副会長、土高副会長、大石委員、浅尾委員、澤井委員 辻委員、中路委員、廣田委員、高橋委員 （欠席 近藤委員、中川委員、木場委員） 計10人		
	署長、副署長、警務課長、生活安全課長、地域課長 刑事課長 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 9 人		
諮 問 事 項	令和 4 年の回顧と令和 5 年の西京警察署の取組について		
会 議 内 容	1 会長挨拶	司会	副署長
	2 署長挨拶		
	3 警察署幹部の自己紹介（地域課長、刑事課長）		
	4 協議	司会	会長
	(1) 諮問事項説明		
	令和 4 年の回顧と令和 5 年の西京警察署の取組について～各課長		
	【委員】桂警察署から西京警察署に名称が変わってかなりの時間が経つと思うが、以前交通課から駐車禁止等の看板に桂警察署と記載のあるものがないか調査を依頼され報告したことがあるが、未だ桂警察署名で掲出されている看板が見受けられる。		
	新しく引っ越してきた方は桂警察署はどこにあるのかと疑問に感じると思う。早急に対応してもらえないか。		
	【警察】早急に調査等を進め、対応させていただく。		
	【委員】洛西の方は坂が多く、道路もそれ程広くないため、自転車通学の生徒が年に 1～2 回事故により救急車で運ばれることがあると聞く。		
	交通安全教室も開催されているとのことだが、道路にライン等を引いてもらえれば事故も減ると思う。あるいは御池通のように、自転車		

会 議  
内 容

専用道路と道路に表示するだけでも事故防止に効果があると聞く。

【警察】警察としては自転車専用通行帯という交通規制を打つことができるが、道路の幅が必要となってくる。

そうなる警察だけでは対策ができないため、道路の改良をしてもらい、その上で専用通行帯を設定するという作業になってくることから、短期的にすぐできるものではないということをご理解いただきたい。

自転車の交通事故防止対策について、管内の大型スーパーの前の歩道の交通規制で、歩道の自転車通行可、つまり歩道を走ってもいいという規制を行っていたが、それを外し、自転車は車道を走ってもらうことにした。警察の規制だけでは効果が上がらないため、西京土木事務所に協力依頼し、「自転車の走行推奨帯」というものを道路の左端に書いてもらうことにしている。

自転車通学を行う生徒への交通安全教育として、最近では電動自転車を使う生徒さんが増加していることから、電動自転車を製造しているパナソニックに協力依頼し、本年4月に洛西高校1年生に対し、電動自転車の使い方・注意点について指導してもらう予定にしている。

【委員】自転車のヘルメットが義務化されると認識しており、かぶっていないければ罰則があると思っていたが、そうではないのか。

【警察】努力義務であり罰則はない。

【委員】高齢者に対する特殊詐欺被害防止対策にもご尽力いただいているが、最近では警察職員を名乗ったり、銀行員を名乗ったりする詐欺が横行していると聞く。

自治会等との連携を深めてもらい、自転車盗防止のために作られたプレートのようなものや、広報紙の配布等で効果的な啓発をお願いしたい。

【委員】私が住む地域では最近民生委員を名乗る不審な電話があり、電話は女性の声だったが、訪問してきたのは男性であった。男性は家の中にある家財道具、アクセサリなどを見ただけで、「お金を置いていかないと泥棒になる。」と言いき、500円を置いていったと聞いた。

私どもで自治連合会を通じて全戸に注意喚起を促すチラシを配布させてもらったが、その際、行政から「警察にも連絡してください。」と言われた。防犯の要素があるチラシを作成配布するには警察へ連絡する必要があるのか。

【警察】警察署の名前や電話番号を入れる場合には、連絡や問い合わせに備えて内容を把握する必要があるため、防犯関係のチラシ等で警察署名・電話番号等を登載する場合は連絡をいただきたい。

会 議  
内 容

【委員】西京区役所地域力推進室の職員として参加させてもらっているが、西京区の選挙管理委員会の事務局も兼ねている。

間もなく実施される統一地方選挙につき、公正な選挙の実現に協力してほしい。

【委員】今まで市役所、区役所等で勤務をしてきたが、警察が府民の安全安心のため目標を立てて業務に取り組んでおられることを全く知らず、今回各課長から説明を受けて一府民として感銘を受けた。

お聞きしたいのは、業務上、いろいろな方から車が通れなかったら良いのにとか一方通行なら良いのに等の要望が寄せられるが、どのような条件が必要で、どのような順序を踏めば交通規制がなされるのか教えてほしい。

【警察】交通規制に関しては公安委員会の意思決定が必要であり、その手続きには時間を要する。

交通規制に関しては必要最低限度の範囲で行うのが原則であり、必要性を検討することになるが、現場調査が不可欠であり、交通量、交通事故の発生状況、地元住民の方の意見等を勘案する必要がある。

【委員】交通課の説明の中にイメージハンプという言葉があったが、説明を聞いて私の自宅近くの道路に描かれているものがあり、徐行せざるを得なかったという体験を思い出した。小学生の通学路等にこのようなものが描かれると車の速度を落とさざるを得ないので、とても良いのではと感じた。

【委員】子どもの通学路の白線が古くて剥げているところがあるため、整備してほしい。また、下校時に速度を出して子どもの近くを走る車を見掛けることから、パトロールの強化もお願いしたい。

【警察】学校等から警戒要望があれば、各交番が学校と連携してできる範囲で対応させてもらっている。

交番でも実態を全て把握できているわけではなく、地域住民の方しかわからないこともある。具体的にこの箇所がこのような状況だと説明してもらい、必要と認めれば対応させてもらう。

【委員】聞いた話だが、夜、一人暮らしの高齢者の家に、女性がガスの点検に来たが、断ったそう。すごく強引な態度をとられ、とりあえずチラシを置いて帰ったそう。

今朝聞いた話だが、もし正規の事業所であれば注意等しているのか等聞かせてほしい。

【警察】現時点では詳細を把握していないため、詳細を確認の上、必要であれば業者への指導はさせてもらう。

業者に指導する際は、警察官が臨場して直接行う方が効果があるた

会議 内容	<p>め、地元の方には110番通報をするよう伝達してほしい。</p> <p>5 事務連絡</p> <p>令和5年5月31日をもって、小原会長、服部副会長、土高副会長、浅尾委員が退任される。</p> <p>令和5年度第1回京都府西京警察署協議会は、令和5年6月中に実施予定である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----------	--

## 第4回京都府西京警察署協議会の開催状況

